

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：令和6年 12月までに、全社員の年次有給休暇の取得率を65%以上にできるよう取り組む

<対策>

- 令和5年 4月～ 社員と面談を実施し、検討開始
- 令和5年 6月～ 事業所管理者と面談し、シフトや人員配置の検討開始
- 令和5年 8月～ 運用ルールの決定、社内報等で職員への周知

目標2：令和6年 12月までに、該当職員の90%以上が、産前産後休業と育児休業の取得ができるよう取り組む

<対策>

- 令和5年 4月～ 社員と面談を実施し、検討開始
- 令和5年 6月～ 個々の事情を考慮した働き方を取りまとめる
- 令和5年 8月～ 運用ルールの決定、社内報等で職員への周知